

さくら

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | . | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

ワンポイント 成年年齢 4月から18歳に引下げ

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。税制においても、相続税や贈与税の計算の際に適用する未成年者控除のほか、個人住民税の非課税措置、贈与税の特例税率、相続時精算課税の適用者、事業承継税制の受贈者などの年齢要件が20歳から18歳となりました。

4月の税務と労務

- 国税 / 3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国税 / 8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 5月2日

今年5月施行分 確定拠出年金 制度の改正



高齢期の就労が拡大する中で長期化する高齢期の経済基盤の充実や、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用できるようにすること等を趣旨とした確定拠出年金制度が見直され、2020年6月から順次施行されています。

今回は、改めて制度の概要と今年5月に施行される改正点を確認します。

一 確定拠出年金制度の概要

(一) 対象者と拠出額
確定拠出年金は、拠出された

掛金とその運用収益との合計額を基に、将来の給付額が決定する年金制度で、次の2種類があります。

① 企業型

加入対象者は、制度を実施する企業に勤務する厚生年金保険の被保険者です。

掛金は、事業主が拠出します。掛金には、拠出限度額が設けられ、確定給付型の年金実施の有無等によって金額が異なり、例えば、確定給付型の年金を実施していない企業では、月額5万5千円となります。

② 個人型「iDeCo（イデコ）」

加入対象者は、次のとおりです。

- ・ 自営業者等（国民年金の第一号被保険者）
- ・ 厚生年金保険の被保険者（同第二号被保険者）
- ・ 専業主婦（夫）等（同第三号被保険者）

掛金は加入者自身が拠出します。ただし、「iDeCo+」（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）を利用する場

合は事業主も拠出可能です。

個人型年金においても拠出限度額が設けられ、金額は加入者の種類ごとに定められ、例えば、自営業者の場合は月額6万8千円となります。

◆ 参考1

企業型年金は、確定拠出年金と確定給付企業年金に分けることができます。確定拠出年金は「DC」、確定給付企業年金は「DB」とも表記されます。

企業年金の加入者数の推移をみると、長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、確定給付企業年金（DB）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行しています（厚生労働省公表資料より）。

◆ 参考2

日本の年金制度は3階建ての構造となっており、1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応しています（下図参照）。

(二) 運用

運用商品（預貯金、投資信託、保険商品等）の中から、加入者等自身が運用指図を行います。

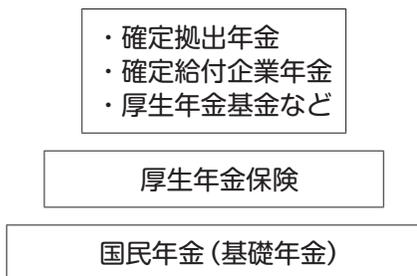
運用商品を選定・提示する者は、必ず3以上（簡易企業型年金においては2以上）35以下の商品を選択肢として提示することとされています。

(三) 給付

給付には、次のものがあります。

- ・ 老齢給付金
- ・ 障害給付金
- ・ 死亡一時金
- ・ 脱退一時金

日本の年金制度



二 制度改正

(一) 加入可能年齢の拡大

① 企業型

〈現行〉

- ・ 60歳未満の厚生年金保険の被保険者を加入者とする。
- ・ 60歳以降は、規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金保険の被保険者について65歳未満の規約で定める年齢まで加入者とすることができる。

〈改正後〉

- ・ 厚生年金保険の被保険者(70歳未満)であれば加入者とするができる。
- なお、規約で定める資格として「一定の年齢未満」であることを定め、「65歳未満」を加入者とすることもできま

② 個人型(iDeCo)

〈現行〉

- ・ 60歳未満の国民年金の被保険者が加入可能。

〈改正後〉

・ 国民年金の被保険者であれば加入可能。

なお、これにより60歳以上の者のうち、厚生年金保険の被保険者等(国民年金の第二号被保険者)や国民年金の任意加入被保険者も加入可能となります。また、これまで海外居住者は加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していれば加入できるようになります。

③ 留意点

企業型DCの老齢給付金を受給した方は、企業型DCには再加入できません。また、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoには再加入できません。

なお、企業型DCの老齢給付金を受給された方であっても、iDeCoへの加入は可能です。同様にiDeCoの老齢給付金を受給された方であっても、企業型DCへの加入は可能です。

(二) 脱退一時金の見直し

① 企業型

〈現行〉

企業型DCの中途引き出し

し(脱退一時金の受給)が例外的に認められていたのは、個人別管理資産の額が1万5千円以下である方に限られていました。なお、1万5千円を超える場合、他の企業型DCやiDeCoなどに資産を移換。iDeCoに資産を移換して、iDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしている方であれば、iDeCoの脱退一時金の受給が可能でした。

〈改正後〉

個人別管理資産の額が1万5千円を超える方であっても、iDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしている方は、iDeCoに資産を移換しなくても企業型DCの脱退一時金を受給できるようになります。

② 個人型(iDeCo)

〈現行〉

中途引き出し(脱退一時金の受給)が例外的に認められていたのは、国民年金の保険料免除者である方に限られていました。

〈改正後〉

国民年金の被保険者となることができないう方で、通算の掛金拠出期間が短いことや、資産額が少額であることなどの一定の要件を満たす場合には、iDeCoの脱退一時金を受給できるようになります。

(三) 制度間の年金資産の移換の改善

過去の法改正において、個人の転職等の際の制度間の資産移換を可能としましたが、さらに改善が図られました。具体的には、今年5月から次の移換が可能になります。

- ・ 終了した確定給付企業年金(DB)からiDeCoへの年金資産の移換
- ・ 加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換

「通算企業年金」とは、確定給付企業年金(DB)や企業型DCが共同で設立し会員となつていて企業年金連合会が、退職者等向けに運用する年金の一つです。

自動車を使用する事業所の 飲酒運転対策

今年4月より改正道路交通法が順次施行されます。

これまで、安全運転管理者（一定台数以上の自動車を使用する事業所において選任）に対しては、「運転前」において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、「運転後」において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていませんでした。

改正後は運転後の確認、一定の方法による確認が義務付けられます。

1 令和4年4月1日実施事項

- ① 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認。

- ② ①の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存。

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、カメラ等によって安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等を確認する方法などが認められています。

2 令和4年10月1日実施事項

- ① 前記1①の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行う。
アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとされます。
- ② アルコール検知器を常時有効に保持する。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）の改正

人材確保等支援助成金（テレワークコース）は、テレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援する制度として設けられていましたが、令和3年12月に要件等が改正され、「試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主」も対象とされました。

また、助成対象となる取組として従来は、規程類の作成等費用、外部専門家のコンサルティング、テレワーク機器の導入・運用、労働者への研修などが該当していましたが、これらに加え、テレワーク用サービス利用料（リモートアクセス、クラウドPBXサービス、WEB会議等に用いるコミュニケーションサービスなど）も助成対象として追加されています。

問い合わせ窓口は、都道府県労働局となります。

再就職援助計画対象労働者証明書の利用

1 か月以内の期間に、30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小・事業転換等を行おうとするときは、事業主が「再就職援助計画」を作成し、ハローワークに提出することが義務付けられています。その際、労働者には「再就職援助計画対象労働者証明書」が交付されます。対象者は、ハローワーク・民間の職業紹介事業者へ再就職の

相談を行う場合や就職を希望する企業へ採用応募・面接をする場合に当該証明書を提示することで、早期再就職につながる可能性があります。
なお、当該証明書を持っている方を雇入れた企業は、一定要件を満たす場合に労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）が支給されます。